

2024 年 10 月 25 日

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社情報戦略テクノロジー
代表取締役社長 高井 淳

株式会社情報戦略テクノロジー（以下「当社」といいます。）は、2024 年 10 月 16 日付新設分割計画書に基づき、2025 年 1 月 6 日（予定）をもって、当社の営む White Box の名称で運営するクラウドサービス事業に関する権利義務を新設分割により新設する株式会社 White Box（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行うことにいたしました。当社が、本件新設分割に関して会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

2024 年 10 月 16 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

新設会社は、本件新設分割に際して 3,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社に交付される新設会社の株式の数につきましては、新設会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるため、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 6 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1)当社の債務の履行の見込みについて

- ①当社の資産の額は、負債の額を上回っております。また、本件新設分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。
- ②本件新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。
- ③上記①及び②より、本件新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2)新設会社の債務の履行の見込みについて

- ①本件新設分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。
- ②本件新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。
- ③上記①及び②より、本件新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本件新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

【別紙】

新設分割計画書

株式会社情報戦略テクノロジー（以下「当社」という）は、新たに設立する株式会社WhiteBox（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営むWhiteBoxの名称で運営するクラウドサービス事業（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画の定めに従い、本件対象事業に関して当社が有する第4条に定める資産、負債、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本件新設分割」という。）。

第2条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
2. 新設会社の設立時本店所在場所は、東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号とする。

第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

(1) 設立時取締役

川原翔太、石山正之

(2) 設立時監査役

伊藤修次郎

第4条（承継する資産、負債、契約その他の権利義務）

1. 新設会社は、効力発生日(第7条に定義する。以下同じ。)をもって、当社から、別紙2「承継対象権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務を承継する。
2. 当社から新設会社に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第5条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式3,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に割り当て交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金 3,000 万円
- (2) 資本準備金の額 金 0 円
- (3) 利益準備金の額 金 0 円

第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は 2025 年 1 月 6 日とする。但し、当社は、本件新設分割における手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

第8条（株主総会の承認）

当社は、会社法第 805 条の規定に基づき、会社法第 804 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件新設分割を行う。

第9条（競業避止義務）

当社は、新設会社が承継する本件対象事業について競業避止義務を負わず、効力発生日以降においても、本件対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第10条（本計画の変更及び中止）

当社は、本計画作成日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができるものとする。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2024 年 10 月 16 日

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

株式会社情報戦略テクノロジー

代表取締役社長 高井 淳

別紙1 定款

株式会社 WhiteBox

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 WhiteBox と称し、英文では WhiteBox Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. ITに関するコンサルティング業務
2. コンピュータソフトウェアの開発業務
3. クラウドコンピューティングを利用した各種サービスの提供
4. クラウドコンピューティングを利用したシステムインテグレーション事業
5. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業、人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
6. 企業間の業務受発注に関する仲介及び斡旋
7. 他の事業者に係る販売、管理等の業務に関するアウトソーシング受託業務
8. 情報の処理及び提供サービス業、電気通信事業並びに広告業
9. 各種イベントの企画・運営・実施
10. 経営に関するコンサルティング業務、その他前各号に係るコンサルティング業務
11. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

- (1) 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は12,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役の決定により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(議長)

第10条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役社長が定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人)

第12条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、この場合には株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 代理人は当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第13条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第14条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第15条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第17条 当社は、取締役の互選により、代表取締役を選定するものとし、代表取締役をもって社長とする。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役社長があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役に対する報酬等)

第18条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任の一部免除)

第19条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の過半数の同意をもって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

（監査役の員数）

第20条 当社の監査役は、3名以内とする。

（監査役の選任）

第21条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第22条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役に対する報酬等）

第23条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任の一部免除）

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の過半数の同意をもって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

（事業年度）

第25条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(期末配当金)

第26条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当(以下、「期末配当金」という)を行う。

(期末配当金の除斥期間)

第27条 期末配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金には利息をつけない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第28条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から2025年12月31日までとする。

(設立時代表取締役社長)

第29条 第17条の規定にかかわらず、当社の設立時代表取締役社長は、川原翔太とする。

(附則の削除)

第30条 第7章附則(第28条乃至本条)は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除するものとする。

以上

別紙2

承継対象権利義務明細表

本件新設分割により新設会社が当社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において当社が本件対象事業に関して有する以下に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、2023年12月末日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 資産及び負債

(1) 流動資産

売掛金、前払費用その他効力発生日において本件対象事業のみに属する一切の流動資産

(2) 固定資産

ソフトウェアその他効力発生日において本件対象事業のみに属する一切の固定資産

(3) 負債

買掛金、未払金その他効力発生日において本件対象事業のみに属する一切の負債

2. 契約（雇用契約を除く。）

本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。

3. 雇用契約

効力発生日において本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、当社は、効力発生日において本件対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件対象事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

4. 許認可等

下記記載の権利のほか、効力発生日において本件対象事業のみに関し取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

<移転する権利>

・商標（「WhiteBox」「未来マッチング」）

以上